

令和4年3月1日三春町議会定例会3月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 2号 町道路線の認定について
- 議案第 3号 三春町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 4号 三春町地域支援事業利用料徴収条例の制定について
- 議案第 5号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 三春町一時預かり事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第13号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第14号 令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第15号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第16号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第17号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第19号 令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 令和4年度三春町一般会計予算について
- 議案第21号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 令和4年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第25号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第26号 令和4年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第27号 令和4年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第28号 令和4年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第29号 令和4年度三春町宅地造成事業会計予算について

- 同意第 1 号 農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 同意第 2 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 3 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 4 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 5 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 6 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 7 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 8 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 9 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 10 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 11 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 12 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 13 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 14 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

《議員提出議案》

- 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 発議第 2 号 ALPS 処理汚染水投棄設備に関する事前了解願いに関する意見書の提出について
- 発議第 3 号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

令和4年3月1日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	遠 藤 信 行
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	嶋 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年3月1日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 令和4年度町政施政方針説明
- 第 5 議案の提出
- 第 6 提案理由の説明
- 第 7 議案の質疑
- 第 8 議案の委員会付託
- 第 9 陳情事件の委員会付託

5 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は16名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和4年三春町議会定例会3月会議を開きます。

○議長 お諮りします。本会議の議事日程は掲載した令和4年三春町議会定例会3月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番新田信二議員、5番山崎ふじ子議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

令和4年三春町議会定例会3月会議の日程は、本日から3月11日までの11日間とし、掲載した会議日程のとおりとしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、令和4年三春町議会定例会3月会議の日程は、本日から3月11日までの11日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりです。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和3年度第9回、第10回、第11回の出納検査報告がありましたので、その写しを掲載したので、了承願います。

…………… 令和4年度町政施政方針説明 ……………

○議長 日程第4、令和4年度町政施政方針の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。令和4年三春町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、令和4年度当初予算の概要や主な施策についてご説明いたしますが、それに先立ち、町政に関する当面の諸課題について所信の一端を述べさせていただきます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症対策」について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、年明けには、感染の速度が非常に速いとされる「オミクロン株」の流行により、今までにないレベルでの急激な感染拡大となりました。全国で

は新規感染者が10万人を超える日が発生し、福島県でも感染拡大に伴い、県全域で「まん延防止等重点措置」が適用されました。

三春町においても、1月下旬から2月上旬にかけて、多くの新規感染者が発生し、小・中学校や児童クラブ、幼稚園・保育所での臨時休校などの対応を迫られたところでありませす。こうした長期化する新型コロナウイルス感染症対策について、町では「感染拡大の防止」、「町民生活の支援」、「地域経済活動の支援」の3つの観点から対策を進めて参りました。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を最優先の課題として位置づけ、関係機関と連携を図りながら、対策を進めて参ります。特に、ワクチン接種については、3回目の接種を進めているところですが、医療従事者や施設入所者、高齢者などの優先順位を考慮しながら速やかな接種に努めるとともに、国から示された「5歳から11歳までの小児接種の方針」に基づく対応も進めて参ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民生活や地域経済活動への対策についても、継続的な対策を進めて参ります。

次に、株式会社モンベルとの連携についてですが、地域住民や経済も含めた地域全体の活性化に向け、アウトドア・アクティビティをキーワードとした取組みを進めて参ります。具体的には、三春の里田園生活館を中心とした「さくら湖」周辺の地域資源やフィールドを活用し、アウトドアなどを気軽に体験できる場所や楽しめる場所を創出し、新たな人の流れを生み出すことで、地域全体の活性化につなげていきたいと考えており、現在は、アウトドア環境創出ブランドデザインの策定を進めているところです。また、取組みの中心・核となる位置づけとして、福島県初の「モンベルストア」の出店・誘致を、議会と一体となって積極的に進めていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、三春滝ザクラ天然記念物指定100周年記念事業についてですが、三春滝ザクラが大正11年10月12日に国の天然記念物の指定を受けてから、今年で指定100年を迎えることとなります。先人たちが守り、受け継いできた三春滝ザクラを、これから先も守り、受け継いでいくため、100周年記念事業を展開して参ります。具体的には、三春滝ザクラへの想いを町民全体で共有するための取組みや、三春滝ザクラや三春の歴史・文化などの魅力を発信し、郷土愛の醸成や地域ブランドの確立を目指したいと考えております。

次に、地域との協働についてですが、今後益々進むと思われる少子高齢化時代に対応するため、地域のなかで支え合う体制を構築していくことを目的に実施しております「サロン事業」や「ゴミの戸別収集事業」、「地域交通対策事業」などについては、地域と連携を図りながら、更なる推進を図るとともに、今後は、持続可能な体制整備の観点から、担い手の育成・確保に向けた取組みを強化していきたいと考えております。また、町民が町政運営に適切に参画できる仕組みづくりについてですが、今年度、まちづくり協会を中心とした地域の方々との情報共有や合意形成を図りながら、町民ニーズを的確に町政運営に反映できる新たな仕組みを構築するため、まちづくり協会ごとに、要望やニーズに対する町との意見交換を行いました。あらためて、地域の方々との情報共有が重要であることを認識したところであり、意見交換の内容を踏まえたうえで、令和4年度の予算編成を行ったところです。

今後は、今年度の取組みについて、地域からの感想・意見をいただきながら、さらなる取組みの強化・充実を図っていききたいと考えております。

次に令和4年度当初予算案の概要について説明します。予算編成に当たっては、町民が安心して生活するための社会保障費や移住定住・交流人口の拡大につながる取り組みに関する経費などに財源を重点的に配分したところです。一般会計当初予算の総額は81億1,405万円で、前年度当初予算と比較して4億1,121万円の増額となりました。その他5つの特別会

計の合計では、43億6,508万円、企業会計の合計では20億4,067万円を計上し、これらを含めた令和4年度の予算総額は145億1,980万円となっています。

次に第7次三春町長期計画の基本目標に沿って、新年度の事業概要について説明いたします。

基本目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり分野」では、災害対応能力の向上のため、御木沢地区消防防災センター新築工事や防災・減災システムのデジタル化の推進に新たに取組みます。また、交通安全対策として、ガードレールや防犯灯などの設置、高齢者のための安全運転支援装置の設置に対する支援など引き続き取り組んでいきます。放射性物質対策としては、きのこ原木林再生事業や仮置場の跡地利用に向けた対応を継続してまいります。

基本目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり分野」では、公共交通網の充実のため地域公共交通のマスタープランの策定に新たに取組むとともに、町道の改良工事や維持工事、橋梁の点検業務などを継続して進めてまいります。田村広域行政組合が担っていた「し尿処理」については、町の下水处理施設での受入れを開始することから、円滑に受入れ業務が開始できるよう取組みを進めるとともに、田村広域行政組合の解散に伴う対応なども引き続き取り組んでまいります。また、ごみの減量やリサイクルの推進、高齢者世帯の戸別収集を継続して進めてまいります。移住定住施策については、移住体験ツアーや移住プロモーション事業に新たに取組むとともに空き家や町営住宅を活用した、居住環境を提供する事業に引き続き取組みます。

基本目標3の「豊かな心と文化を育むまちづくり分野」では、妊産婦や子供の健康増進、子育てと仕事の両立支援などを継続して強化するとともに、家庭総合支援センターを開設し、ハイリスクアプローチ機能の充実に取組みます。また、岩江地区に整備する認定こども園については、地域の皆様にご協力をいただきながら、新設に向けた敷地造成工事などに着手して参ります。教育環境の充実については、児童一人ひとりにあった学びを実現するため、デジタルドリルの導入を新たに進めてまいります。また、安全安心な教育環境の構築の取組みについては、小・中学校の改修やエアコン設備などの更新に取り組めます。田村高校の魅力向上事業については、田村高校魅力向上委員会と連携しながら地域活性化を図っていくための事業に継続して取組めます。

基本目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり分野」では、感染症対策に最優先に取り組むとともに、健康診査や保健指導の充実を図って参ります。また、地域包括ケアシステムの推進や地域における支え合い体制の整備、障がい福祉サービスなどの充実に向けた取り組みを継続して取組めます。地域医療については、田村地域の公立病院との連携を図りながら、町立三春病院の役割を踏まえ、医療機器などの充実を進めてまいります。

基本目標5の「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり分野」では、農業を身近に感じ魅力を深めてもらう野菜収穫や酒米づくり体験を新たに実施するとともに、非農業者が農業を体験できる町民農園を整備し、農業の担い手の育成や確保に取り組んでまいります。さらに、新規就農者への経営開始資金の交付金事業やGAP認証の取得支援補助金事業などを新たに創設し支援の強化に取り組めます。観光振興については、三春滝ザクラ天然記念物100周年記念事業に加え、VRなどのデジタルコンテンツを活用した魅力発信事業や魅力体験事業を新たに進めてまいります。

基本目標6の「協働と町民参画による自立したまちづくり分野」では、地域サロン事業の開設準備や運営費の補助を継続するとともに、地区の課題解決に向けた取組みへの新たな財政支援を実施してまいります。また、業務効率化に向けたICT化の推進に取り組んでいきたいと考えています。公共施設等の適正管理については、役場駐車場の整備や仮置場利活用のための用地取得を引き続き進めてまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済活動等の支援として、地域内経済の循環を目指し、地域団体や大学と連携を図り、電子地域通貨の導入支援を新たに進めていきます。また、農業者向けの新型コロナウイルス感染症に伴う支援策として、町内農作物の生産性の向上や高品質化を推進し、農業経営者の収益力を強化するための支援策や水稻の種子購入に対する支援などに取組んでいきます。さらには、町内事業者の収入減少に対する支援や地域活性化を目的としたプレミアム付商品券の発行事業に取組みます。

以上、令和4年度当初予算の概要や主な施策、町政に関する当面の諸課題についての所信とさせていただきます。

……………・・ 議案の提出 ・・……………

○議長 日程第5、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載した議案第2号「町道路線の認定について」から、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」までの43議案です。

……………・・ 提案理由の説明 ・・……………

○議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。町道路線の認定に係る議案が1件。三春町犯罪被害者等支援条例など条例の制定に係る議案が2件。条例の一部改正に係る議案が7件。令和3年度三春町一般会計等の補正予算に係る議案が8件。令和4年度三春町一般会計等の予算に係る議案が10件。農業委員会委員の任命に係る同意案件が14件。人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案件が1件。計43議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。

慎重に審議されまして、全議案可決同意いただきますよう、お願い申し上げます。

……………・・ 議案の質疑 ・・……………

○議長 日程第7、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第2号から諮問第1号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第2号「町道路線の認定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第3号「三春町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第4号「三春町地域支援事業利用料徴収条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号「三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町一時預かり事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「令和3年度三春町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」

を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「令和3年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

収益的収入・支出全般、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

収益的収入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「令和4年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「令和4年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「令和4年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「令和4年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号「令和4年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。
収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号「令和4年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。
収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号「令和4年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。
収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号「令和4年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。
収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第1号「農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第2号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第3号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第4号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第5号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第6号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第7号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第8号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第9号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第10号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第11号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第12号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第13号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第14号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8、議案の委員会付託を行います。

ただ今、議題となっている議案第2号から諮問第1号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託し審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに審査することに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう願います。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」、陳情事件第2号「ALPS処理汚染水投棄設備に関する事前了解願いに関する陳情書」の委員会付託につきましては、掲載した陳情事件文書表のとおり付託することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前10時32分)

令和4年3月2日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋	書記 橋本 和宜
	書記 林 有希奈

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	佐藤 知憲

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	遠藤 信行
保健福祉課長	佐久間 美代子	子育て支援課長	影山 清夫
産業課長	鳴原 健二	教育長	添田 直彦
教育次長兼 教育課長	本間 徹	生涯学習課長	藤井 康

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年3月2日（水曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… ● ● 開議宣言 ● ● ……………

○議長 おはようございます。

傍聴者の皆様へ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いを申し上げます。

ただいま出席している議員は16名であります。したがって、地方自治法113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、7名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… ● ● 諸般の報告 ● ● ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、

本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりです。

…………… 一般質問 ……………

日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

5番山崎ふじ子議員、第1の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子議員） 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました3件の質問をいたします。

まず、第1の質問をいたします。

復興庁が配布しました「ALPS処理水について知ってほしいこと」のチラシについて、お手元に配付いたしましたので、ご参照ください。

このチラシは、復興庁が昨年12月に全国の小・中・高・特別支援学級の1学年に放射線副読本と一緒に送られたものです。「誤った情報に惑わされないために」としながら、県内の農林水産業や7割の自治体、議会から、ALPS処理水海洋放出に対して反対があることなどには一切触れられておらず、国の方針に沿った一方的な内容になっております。

そこで、次の3点について伺います。

- 1、三春の各学校に届いているのか。
- 2、教育委員会はこのチラシが送られてきたことを把握できていたのか。
- 3、このチラシを児童生徒に配布された学校はあるのか伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1の質問にお答えいたします。

1点目のおただしであります。当該チラシにつきましては、中学1年向けの放射線副読本と同梱され、三春中学校及び岩江中学校に届いていることを確認しております。

2点目のおただしについて、お答えいたします。

令和3年12月23日付で、福島県教育委員会から各学校へ放射線副読本の配布に関する周知依頼があり、副読本の配布につきましては、承知しておりました。

しかしながら、当該のチラシにつきましては、事前に県教育委員会や学校に対する連絡はなく、副読本とともに梱包され、直接学校に発送されたものであり、三春町教育委員会におきましても、当該チラシが発送されたことにつきましては、副読本配布時点では、把握してはおりませんでした。

その後、幾つかの方面からの情報があり、1月末時点では配布の状況を把握しました。

3点目のおただしですが、岩江中学校におきましては、副読本の配布対象となる中学1年生に当該チラシを配布しております。

また、三春中学校におきましては、まだ現状配布していないということを確認しております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 岩江中で配布されたことは、誠に残念であります。チラシでは、トリチウムの健康被害がまるでないかのように表現されております。

トリチウムの健康被害についてですが、トリチウムは、水素の同位体とって、水素と同じ性質を持ちながら、放射線を出す放射性物質です。

水素は、分子結合を担う重要元素のため、トリチウムが水素として、人の体や細胞に取り込まれますと、細胞の中から放射線を出し続けるため、内部被曝の原因となります。

トリチウムの排出量の多い玄海原発の周辺では、白血病が発生する率が高く、またカナダのピカリング原発周辺では、乳幼児に小児がんなどの健康被害が多く発生しているという報告があります。

また、各自治体でのこのチラシに対する対応であります。先日2月28日にいわき市の定例会で、一般質問の中で鈴木さおり議員が市長に対しまして、この資料を市としてどのように扱うのかというたしがありました。

内田いわき市長は、このチラシについて、2点の問題があると述べています。

1点は、いまだALPS処理水放出の賛否についての合意形成が途中にあるにもかかわらず、海洋放出を前提とした記載になっているということ、もう一つは、客観的な判断力が成長途中にある児童生徒を対象にして、教育課程を所管する県や町などの教育委員会に何ら協議もなく、各学校に直接配送されている点ということで指摘しております。

内田市長は、国の幹部を通じまして、復興大臣、経済産業大臣に対して意見を述べるといふことをおっしゃっております。

このように市長さん、首長さんの判断で留め置きをしたり、回収している自治体、岩手県の自治体のほうでも、市長さんが留め置きをしたりとかしております。

我が町でも、町長、教育長の判断で留め置きをしていただき、さらに岩江中学校においては、回収ができないのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

当該のチラシにつきましては、国の責任の下で、内容の検討、作成、配布が行われたものであり、この件に関しましての回収を行う予定は、現時点ではございません。

また、チラシが許可なく、申し入れなく同梱されたことにつきましては、今後改善していただくべきこととして、福島県教育委員会から国に対して申し入れをしていただいたところでもあります。

トリチウムを含むALPS処理水の処分につきましては、県内でも様々な意見があり、国において説明を尽くすことが求められている状況であること、このことが大変重要であるということに留意して、中学校の生徒に対しましては、放射線副読本と併せた補助教材として利用することは、可能ではないかというふう考えています。

福島県作成の指導資料を含めて活用しながら、放射線、ALPS処理水、廃炉等について、生徒が自ら考え、自分の言葉で語り、仲間と協議し、そして仲間との共同によって望ましい社会を見いだしていく、そういった学びを尊重するための資料としては、活用が可能ではないかというように考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 教材として使われるということではありますが、国が出した資料ではありますが、非常に一方的な内容といいますか、正確な情報、トリチウムの危険についてのことが、このチラシを見ますと、コップで飲んで全く影響がないような表現になっております。

非常に国の資料なのに、どうなのかなというものであります。現場の先生がこれをもって活用するというのは非常に大変かと思うんですが、現場の先生にお任せするということでもありますけれども、それに対応する資料とか、そういったものも教育委員会などで準備してあげるとか、そういった援助も必要かと思えます。

本当に現場の先生方、大変な判断を迫られるなどと思ってこのチラシを見たわけですが、そういったところで現場の先生方の支援はどのようになっているのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 現場の先生方の支援ということについて、お話をさせていただきます。

説明の中で申し上げたとおり、岩江中学校は生徒に配布をしている、三春中学校は留め置いて、今後の活用の方法を考える、その2つのやり方につきましてなんですが、先ほど申し上げたとおり、放射線の問題についても、トリチウムを含むALPS処理水の問題についても、廃炉の問題についても、生徒自身の大切な問題であります。

それを生徒が自分の言葉で語ったり、友達と一緒に考えたりすることで、望ましい持続可能な社会をつくり出していこうとする、そういう学びを尊重することがとても大事なことだというふうに考えています。

その点からしますと、例えば配布せずに、放射線副読本と併せた補助教材で活用を考えているという学校のやり方を尊重することも、あるいは社会的に関心のある問題として、教材を事前に配布したというやり方があることも、これは両方とも子供の学びを尊重する学校の姿勢として評価すべきだというふうに考えていて、私たちが支援すべきことは、その該当の中学生が本当に自分のこととして考えられるような環境をしっかりと作り、そしてそこに必要な資料があれば、随時提供するような形で、一人一人が自分事として考えることができるような学びを推進していくことが支援の全てかと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 第2の質問に移ります。

私たち町民は、日頃より様々な活動、生涯学習、スポーツ、福祉、まちづくりなどの活動を行っております。

そういった活動の中で、見聞を広げたり、遠征や研修などに行きたいと考えたとき、会費を出し合い運営している会などにとって、町のバスが使えることは大変ありがたいことだと思います。

そこで、社会教育用の町のバスについて伺います。

- 1、町には、社会教育用に使用できるバスがあるのか。
- 2、どのような団体に貸し出しているのか、また利用基準はどのようになっているのか。

3、例年の貸出件数は何件か伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

現在、社会教育用としての専用バスはありませんが、50人乗りの大型バスを町が所有していることから、各種団体が社会教育活動や研修の際の交通手段として、教育委員会を通して申請の上、ご利用いただいております。

2点目ですが、町有バスは、三春町町有バス運用に関する要綱に基づき運用しております。利用できる団体を次のように定めております。

1つ目として、「町が主催して行う事業又は活動に利用するとき。」であります。具体的な例を申し上げますと、保育所、幼稚園、小中学校の遠足や社会科見学の行事などで利用しております。

2つ目として、「地域を単位として福祉又は行政運営を目的に組織された団体が、その目的のために利用するとき。」であります。こちらの具体的な例としては、明徳大学などの高齢者学級や地区まちづくり協会などの研修活動で利用しております。

なお、1回当たりの利用人数は、30人以上とする基準を定めております。

件数であります。社会教育活動での例年の貸出件数ですが、コロナ禍前の平成30年度は全体で171件のうち19件、令和元年度は全体で161件のうち21件となっておりますが、令和2年度においては、全体で49件のうち5件の実績となっております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） 要綱を見ますと、町内の大多数の団体が借りることができる状況となっていると思います。

そこで、町民に対してお知らせの機会は設けているのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 既に各種団体にご利用いただいておりますので、その延長線で、ある程度の周知は図っているのかなというふうに思っておりますが、引き続き今後各種団体などを通して、場合によっては広報などを用いまして、研修活動などでこういったものが利用できますよということを改めて周知して参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） 要綱の中に、利用可能日が役場開庁日とありますが、土曜、日曜、祝日の利用もできるようにできないか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

できれば平日利用をお願いしたところではあります。場合によっては、町長が必要と認めるときというふうな項目もございまして、実際に土曜、日曜、あるいは祝日の利用があったことはございます。研修の目的などの内容を十分にお聞かせいただいで、判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 土曜、日曜、祝日の利用も可能であるということで、一つ安心しました。

また、大型バスですと、駐車場の確保や狭い道路に入っていくということがなかなかできません。小回りの利く中型のバスをもう一台、町としてこういった社会教育活動に確保することはできないか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 将来に向かってであります、いずれバスも更新時期が参ります。町でも何台か所有しておりますので、今お話の中にありました小回りの利く中型バスはどうかということも含めまして、全体的な車両の更新計画の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 要綱の中に30人以上の利用と書いてあるんですね。アフターコロナを見据えますと、30人という大きな集団で活動するということは、ちょっと控えたほうがよいのかなという考えもありますし、また30人を確保するということは、なかなか小さな団体では難しいこともあります。その人数の制約をもう少し小さく、20人以上とか、座席の半分とかにできないか、いかがでしょうか。ご検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 最低人数を30名から20名に引き下げたらどうかという点についても、併せて検討していきたいというふうに思っております。

また、これから感染症の時代ということになりますと、車内での距離というか、そういうことになると、定員数は多いんだけど、実際はその半分以下で乗ってほしいということもあろうかと思っておりますので、そういったことも含めまして、更新計画の中で決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 第3の質問をいたします。

多くの先進国では、同性婚が国の制度として導入されておりますが、日本では、まだ導入されておられません。G7の中で、日本だけです。

パートナーシップ制度は、同性婚とは違い、法的な効力はありません。そのため、法的に家族とは認められず、例えば残ったパートナーに遺産を相続させることやパートナーの子供の親権者になることはできません。

その代わり、自治体ができる範囲で、家族となるべく同じように認めるという動きがパートナーシップ制度です。三春町でもパートナーシップ制度を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第3の質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度は令和4年2月現在、全国150以上の自治体で導入されており、都市部から地方へと広がり始めていると認識しております。

自治体で証明書を発行することなどにより家族として公営住宅への入居が認められたり、職場の福利厚生を利用できたりするなどのメリットがございますが、承認を受けた場合でも、配偶者ではないため、税制上の優遇措置は適用外であり、法定相続人にはなれません。

人権の尊重という観点や対象者への行政サービスの幅が広がることなどのメリットがある一方、制度への理解が十分でなく、世代によって受け取り方が異なっており、導入が進まない自治体も数多く残っていると考えております。

福島県内でも導入した自治体はありませんが、近隣自治体の動向を注視しながら、多様性を認める社会の推進の一端を担う取組みとして、またSDGsの理念である誰一人取り残さない社会を実現するために、先行して導入した自治体の事例を研究するなど、町として導入の検討を進めて参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） このパートナーシップ制度は、2015年に東京都渋谷区議会が日本で初めて、結婚に相当する関係と認める渋谷区パートナーシップ証明書を出す条例を制定いたしました。同時に、世田谷区も開始し、全国に急速に広がったものであります。

2021年、昨年ですと、全国155自治体、全国民の人口の45.1%を占める地域となっております。

また、東京都では、2022年度には導入する予定となっております。そうしますと、日本の人口の50%以上の方がこういった制度の中で生活ができるというふうになっております。

東北では、残念ですが、非常に遅れておりまして、青森県だけ、この制度を導入しております。福島県も導入された自治体がないということですが、我が町、個性が認められ、誰もが住みやすい町として、我が町に早急に導入してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 多様な生き方、考え方、それを尊重しましょうということに全く異議はございません。今回ご質問いただきました、性的マイノリティーの皆さんの苦しみなども承知しております。

町では、その導入に向けて、ある意味周辺の環境整備も大事ではないかなというふうに思っております。こういった考え方、いろいろな多様な生き方があるんですよと、一般的な話になりますが、そういった広報なども含めながら、周りの自治体の動向などを含めまして、決してそれをやっていかないということではなくて、そういった情報を入手しながら、速やかに実現に向けて、これから検討していくという趣旨でございますので、その結果、県内で1番になるとか2番になるとかということはあるかもしれませんが、そういった段階を踏まえて、周知を図っていくというのが一番ではないかなというふうに考えてお

ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で5番山崎ふじ子議員の質問を終結します。

○議長 4番新田信二議員、質問席に登壇願います。

新田信二議員、第1の質問を許します。

○4番(新田信二議員) ただいま議長より許可が出ましたので、さきに通告してあります2点につきまして質問いたします。

1つ目の質問に入ります。

SDGsを活用した持続可能な社会づくりのための町の取組みについて伺います。

2015年9月に国連サミットでSDGsが採択され、2030年までの国際的な目標として17個の持続可能な社会を実現するため、世界が取り組んでいるところであります。

安全な社会を次世代につなげて行くため、達成すべき17個の目標に付随する169のターゲットと232の指標を掲げています。

県でもふくしまSDGsを活用した取組みを進め、積極的に情報発信をしています。

そこで、町としてSDGsの推進に向けて、どのように取組みを進めているのか、伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

SDGsの17のゴール・目標については、「住み続けられるまちづくり」や「質の高い教育をみんなに」といった行政が取り組むべきことと重なる部分が多いものと考えております。

このような観点から、第7次三春町長期計画後期基本計画では、各施策の推進がSDGsのどの目標の達成に寄与するのかといったことを整理し、計画を策定したところであります。

例えば、SDGsの目標である「住み続けられるまちづくり」のターゲットとして位置づけられる「生活をする上で弱い立場にある方々が利用できる持続可能な交通システムの提供」については、地域の支え合いの仕組みづくりで取り組んでいる「おでかけ応援隊」などが合致するものと考えております。

このように長期計画に位置づける各施策を実現することがSDGsの推進や目標達成にもつながるとの認識の下、各施策を推進していきたいと考えております。

また、町民や企業の皆様がSDGsに対する興味や理解を深め、町全体でSDGsの推進が図られるよう、福島県やこおりやま広域圏の事業と連携し、SDGsに関する講演会や情報発信などを行っていききたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) よく理解できました。

国内でのSDGsへの取組みの評価が高い都道府県ランキングで、2021の中で、我が福島県は全国で6位と、高い評価を受けています。

そこで、町の実践の中で、県と共同での実践の内容と今後の実践の計画について、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

福島県と連携してどんなことを取り組んでいるのかという点につきましてですが、福島県の南にありますコミュニティ福島でSDGsのセミナー等々の開催がございます。そのほかにも県の主催のフォーラム等々に、町のほうとして積極的に参画をしております。

今後の県との連携についてでございますが、過日新聞報道がございました2020年度に福島県において、県内のあらゆる団体と連携し、SDGsを推進する体制づくりを行うということが報道ございました。

自治体のほうにも当然連携するというところでお声がけがあるかと思っておりますので、町としても積極的に連携して実践を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 県内の自治体、企業、教育の場での実践方法は、毎日のように新聞等で連載されています。

そこで、町の実践現場での実践と今後目指す実践があれば、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 SDGsに関する学校教育における実践について、お話を申し上げます。

小学校、中学校でも、このSDGsの理念が大分浸透して参りました。特に、小学校、中学校の総合的な学習の時間、学級活動の時間、さらには道徳の時間、関連する各教科の時間を踏まえて、自分たちの未来と自分の生き方というものを関連づけて学ぶということが継続しております。

具体的には、誰も置き去りにしない社会をつくるためには、あるいは一人一人が主役の社会をつくるためにはということに関して、未来をつくる道しるべとして、持続可能な開発目標を自分の課題として学ぶということが進められております。

17の目標に照らして、その内容を具体的に学んでいる姿がございます。例えば、三春中学校の2年生、3年生では、総合的な学習の時間を活用しまして、個人ごとに課題を設定し、環境問題、安全な水の問題、海洋ごみの問題、プラスチックの問題、以上などをテーマに、自分の課題の探求に対する学びが継続しております。

そこにはJICA（国際協力機構）の職員の方々が関わって、子供たちの学びを支えているということも報告されています。

また、岩江中学校においては、社会科を中心に岩江中は進めているのですが、校内にSDGsのコーナーを設けて、様々な場面で、生徒が手に取って、具体的な指標となるもの、そして実践が分かるような工夫がされているというふうに報告されています。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○4番（新田信二議員） 第2の質問に入ります。

今後の地域の仕組みづくりについて伺います。

町は、行政と地区の情報共有体制を今後強化するため、町民が行政運営に適切に参加できる仕組みづくりを提案しています。

人口減少、少子高齢化を背景に、地域で安心・安全に当たり前に暮らすことに、年々課題難題が増加傾向となってくると思われれます。

現在、町内に7か所の地区まちづくり協会を中心に、各区長さん方々と地域の様々な課題解決にご尽力をいただいているところであります。

コロナ禍も含め、年々社会も環境も変化する時代の中で、今後地区の地域づくりに対して、改めて町の考え方を伺いたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えします。

町では、人口減少や少子高齢化、多様化する住民ニーズに対応しつつ、地域が持続的に発展していくための新たな協働のまちづくりを進めているところでございます。

新たな協働のまちづくりでは、「地域の支え合いの仕組みづくり」と「町民が町政運営に適切に参画できる仕組みづくり」の2つを具体的な取組みの方向性として位置づけて参ります。

また、取組みを進めるに当たっては、地域のまちづくり協会や行政区長など、幅広い方々のご理解とご協力が必要不可欠であり、丁寧な協議を行いながら、連携して取組みを進めています。

今年度進めてきた「町民が町政運営に適切に参画できる仕組みづくり」では、地域からの要望に係る意見交換を行い、町民の日常生活に密接に関係した要望については、可能な限り対応を充実させることで、令和4年度の予算を編成したところであります。

具体的には、道路・水路については、維持工事に係る予算を拡充すること、防犯灯については、新設に係る予算やLED化に対する補助率を拡充すること、地域が自らの課題解決に向けた取組みを行う場合に、一定の条件を設けた上で、取組みを支援するための新たな助成制度を創設することとしております。

また、こうした取組みを進めていくために必要となる担い手の育成・確保なども、併せて取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、こうした考えの下、将来を見据えた地域づくりを進めていきますので、皆様にはぜひご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） よく理解できました。

ただ、地域で今現在、様々な行事等の支えとなっている方々は、地域でも70歳を超えているのが現状であります。各企業や様々な職場でも人手不足が続いているため、70歳を過ぎても雇用延長してる状況であります。

そのため、地域でも同様に人手不足は今後の課題の一つとなっております。ただ、地域は地域で守ることに対しては、地域の方々は十分に理解しているところであります。

今回、町側での考えの中で、地域の課題解決にまちづくり協会を中心にと考えてることでありますが、現在、各区の区長さんが、区の班長さんと地区の様々な課題・問題を解決

しております。今後、全てをまちづくりに委ねることではなく、町側に地域担当者を選任して、各区長からの意見を吸い上げ、町の担当部署とのパイプ役を務めることなど、スムーズな行政運営につながることをと思いますが、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まちづくりの歴史をちょっと振り返ってみたいと思います。

三春町では、全国に先駆けて地区単位のまちづくり協会を立ち上げて、もう40年近くなります。自分たちでできることは自分たちでやっという趣旨、それを受けた住民との協働でやっていきたいと思いますという町の条例、これは大変先駆的な取組でありました。

ただ、それから40年あまりたちまして、大ざっぱな枠組みが比較的変わっていないということもありまして、高齢化が深刻な問題となっております。果たして、その当初言っておりました、自分たちのことは自分たちでやっということについては、高齢化ゆえに、やっていけないことも出て参りました。その一端として、移動の足を確保する事業あるいはごみの戸別収集事業を始めていきたいと思います。あとは、地区の課題については、今まで様々な役職を負ってる方が協会の役員になってる事例がたくさん見られます。そういったことを含めると、そういったものを一回、事業仕分けではないですが、定型化してるものについて、もし改善できる部分がある、あるいはやらなくてもいいというふうな判断があれば、少し荷物を下ろす必要もあると思います。

そういった作業を続けていくためには、町も当然、伴走させていただきまして、そういった意味では、各まちづくり協会のほうに職員が赴いたり、場合によっては会議を開いて地域の課題を丁寧に聞く機会を設けて参りました。

これからますます少子高齢化が進んで参ります。担い手が少ないあるいは財源が乏しくなっていく、そういった前提条件をどうやってクリアしていくのかということについては、決して焦ることなく、ただ確実に前に進めるためには、十分に話し合いを通じていくというのが大原則であります。そのためには、職員も派遣していきたい。一方では、町の様々な仕事をAIあるいは機械でできるものに置き換えられるものについては積極的に導入して参りまして、最終的には、いわゆる地域に出ていける職員を確保していくというのが基本的な考えであります。

いずれにいたしましても、人手が足りないあるいは予算がない中で自分たちでどんなことができるのか、こういった事業を選別するといいますか、こういった仕事はもうやらなくてもいいんじゃないかというのも当然あるかと思いますが、そういった自主的なといいますか、現実的な問題を十分に論議できる場をつくって、地域とともに、これから負担にならないような、かつ将来に向かって希望が持てるような地域づくりをしていきたいというのが基本的な考えであります。

○議長 質問があれば、これを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 地域は、地域づくりは人づくりなんです、なかなか人がいない。いることはいます。ただ、いろんな役目を担ってる方は多くいるんですが、まちづくりというのは、やっぱり今後、地域づくりにつながりますから、予算のないところに専従は置けません。

私が聞いたところによると、以前は町職員が定年をした後、まちづくり協会の事務局に従事したという背景があるということで、できましたらば、自治体につなげる安心安全の

地域づくりに対しまして、町職員の雇用延長の場といたしますか。そういった方がいれば従事していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 地区に対して、町として具体的な協力する形としては、今、おただしにありました再任用職員などを充てるという方法も一つございます。そういうのも十分検討していきたいというふうに思っております。

ただ、地域の今の役員さん、跡継ぎがないんだという話はよく伺います。どうしてないんだらうというふうに考えると、なかなか分かりづらい。特に働き盛り、20代、30代、40代の方がなかなか地域に参加してく機会がないわけですが、そういったものがどういうふうに自分の地元で行われているかも知らない方が多い。ここはやっぱり問題だと思うんです。

先ほど申し上げました、地域の課題を町も一緒になって考えていきたいと思いますという一つの狙いは、簡単に言っちゃうと、地域の仕事の見える化を図っていくということです。地域ではこういう行事があるんですよ、お祭りの世話もしなくちゃいけないんですよ、あと災害が起きたら、こういうことでみんなで協力し合っってやんなくちゃいけないんですよということもあまり知らない方がいらっしゃる。仕事で忙しいからあるいは子育てで忙しいからということではあります、何と云っても、どういうふうにして物事が決まってるか分からないというのが正直なところではないかというふうに我々は考えております。

そういったことも含めまして、地域と今の役員さんたちの協議の中で、どうしたらほかの若い方に地域に興味を持っていただけるか、そういった見える化も併せて進めていって、当然、そのために必要な職員は様々な形で手当てをしていく、そういった姿でこの仕事を進めていきたいというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で4番新田信二議員の質問を終結します。

ここで、休憩をいたします。コロナ禍でありますので、大体1時間にとということで考えております。換気含めて、10分間、11時5分再開といたします。

…………… ● ● 休 憩 ● ● ……………

(休憩 午前10時55分)

<休 憩>

(再開 午前11時05分)

…………… ● ● 再 開 ● ● ……………

○議長 休憩を閉じ、休憩以前に引き続き、再開いたします。

12番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

橋本善一郎議員

質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) ただいま議長より許可を頂きましたので、さきに通告しておきました屋根付き多目的グラウンドの設置について質問いたします。

三春町体育協会加盟団体に対しまして屋内施設が少なく、冬期になると、さらに使用団

体が増えて、使用できない状態が発生している。特に、野外活動中心となるスポーツ少年団、軟式野球、テニス、アーチェリー等の練習試合なども、気象に影響され十分な練習ができない状態にある。特に、少子高齢化の中、子供たちがスポーツを通してコミュニケーションを図る場としては大事な場ではないでしょうか。

アーチェリーの競技においても、雨の中でも行われていると聞いています。町内外から来る子供たちの健康の面からも、環境を整えてあげるべきではないかと考えます。また、会社勤務の団員の多い中、限られた時間内で行われる消防ポンプ操法の練習、災害時の避難場所等にも活用ができることなどから、設置すべきものと考えます。

構造的にも、周りが柱で屋根があるだけの簡単な構造なので、消火設備や照明器具も必要としないでやる。安価にできるものと考えます。

三春町においては、屋根付き多目的グラウンドの設置の考えがあるか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、冬期になりますと、屋外で活動している利用団体の皆さんが体育館等の屋内施設を利用することから、団体間で相互に調整をしていただきながら施設を利用いただいている状況であります。

また、屋外の競技種目によりましては、専用の屋内施設がないため、活動が制限されることもあります。

このような状況に対しまして、3月1日から三春町公共施設予約システムの利用を開始するなど、利用者の皆様の利便性向上のため、引き続き利用環境の整備に努めて参ります。

さて、おただしの屋根付き多目的グラウンドが整備できれば、雨天時等であっても各種スポーツ活動を中止または延期することも少なくなり、利用者の利便性と競技力の向上を図るための施設になると認識しております。さらには、スポーツのみならず、地域のイベント開催や非常時の防災避難施設など多目的に活用することを前提に整備できれば、地域コミュニティの形成や地域防災力の向上などの効果が期待されると考えております。

しかしながら、屋根があるだけの簡単な構造の多目的グラウンドにつきましては、利用者の安全確保と、特に冬期間の防寒対策に課題があること、さらにはその施設において試合等の大会開催までは想定できないことから、町が設置することについては難しいと考えております。また、他の公共施設整備の優先順位や財政状況を考慮しても、現時点ですぐに着手することも難しいと考えております。

このことから、屋根付き多目的グラウンドの設置につきましては、今後の町全体の公共施設整備計画の中でその必要性や優先順位を判断して参りますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で12番橋本善一郎議員の質問を終結します。

○議長 6番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

鈴木利一議員。

第1の質問を許します。

○6番（鈴木利一議員） さきに通告してあります3点について質問いたします。

まず第1点目なのですが、今年度から中郷地区において始まりましたおでかけ応援隊について、1年経ちましたので、その利用者やボランティアの方々の感想や要望など、どのようになっているかお伺いしたいと思います。

次に、他地区において、おでかけ応援隊のこれからの考え方を伺いたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

中郷まちづくり協会が実施する高齢者等の移動支援「おでかけ応援隊」につきましては、令和3年3月から運行を開始し、これまで延べ95名の方の移動支援を行って参りました。運行開始から1年が経過したところですが、利用者の方からは、「通院や買い物などに利用できて大変助かっている」などの声を頂いております。また、運転業務を担う地域のボランティアの方々からは、「利用者からも好評であり、協力できてよかった」などの声を頂いているところであります。

一方で、現在はモデル事業として利用者は無料で利用頂いておりますが、利用の対価として少額でも料金を支払うことができれば、より利用しやすいとの声も頂いております。

今後、利用者やボランティアの方の声を参考として、改めて事業の検証を行い、中郷まちづくり協会と協議しながら、利用しやすい仕組みを検討して参りたいと考えております。

2点目のおでかけ応援隊の考え方についてでございますが、町としましては、まちづくり協会のニーズに応じて、ほかの地区に展開していきたいと考えております。既に、ほかのまちづくり協会でも取り組んでみたいとの意向を示している協会もあり、どのような移動支援が必要か、まちづくり協会や町内の交通事業者と協議し、導入に向けて取り組んでいく予定です。

また、さきに4番議員からご質問のあった「今後の地域の仕組みづくり」に関する答弁の中でも申し上げましたが、移動支援だけではなく、地域の課題を解決するための担い手の育成や確保についても積極的に取り組み、今後も地域コミュニティと行政による新たな協働のまちづくりを推進して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） まず初めに、1年間で今まで95名、3月いっぱいまで含めれば100名ちょっとぐらいになるのかなというふうに思うんですが、その利用者は想定より多かったのか、少なかったのか。計画よりですね。お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

当初より何名ぐらい利用できるかというところまでは、私どもは正直考えてございませんでした。というのは、まずはスモールスタート、スロースタートでいこうということで、安全運行を第一にスタートするというのが目標でございましたので、終わってみればということになります。1年を通してみれば100名程度だったという事実であります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員）　まず、今現在、週に3日間ですか。火水木ということで運行してるようですが、この利用を増やすために、もう少し増やせないのか。週に4日、5日。火水木ですんで土日はなしということらしいですが、もう少し運行日を増やしてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、あと、運転手の方なんですけど、ボランティアで行っているということですが、長い目で見て継続できるようにするには、運転手の方に有償ボランティアということで取り組んでみてはどうかというふうに思うんですが、2点についてお伺いいたします。

○議長　　当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　　まず、再質問の1つ目でありまして、運行日を増やしてはということですが、これも条件が許す限り増やしていきたいというのが基本的な考えであります。条件が許せばということなんですけど、これは当然、タクシー業界の方と利用者の方が重なる部分ございますので、そういった調整があることあるいは担い手の、いわゆる手伝っていただける方の人数などにも左右されますので、そういったものの調整が必要ですので、そういった課題を解決すれば、運行日を増やして、それに見合った利用者が増えるというのは我々にとっても理想でありますので、引き続き努力していきたいということでありまして。

再質問の2点目、継続した体制、特に運転ボランティアの方に対する支援ということですが、有償ボランティアということでありました。実際、現在もボランティアで運転をやっていただいている方々には、有償ボランティアという形で、ある程度の報酬を支払ってございます。今後も同様の形で遂行していければというふうに考えております。

以上です。

○議長　　質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○4番（新田信二議員）　他のまちづくり協会でも取り組みたいとしているようですが、来年度以降、具体的にどの地区で運行できるのか、お伺いしたいと思います。

○議長　　当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　　現在、2地区、具体的に話を進めてございます。中妻地区と沢石地区から具体的な打診がございましたので、現在、事務を進めてございます。

以上です。

○議長　　質問あればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　　第2の質問を許します。

○6番（鈴木利一議員）　2番目の質問ですが、子供食堂についてであります。

我が国では、7人の1人の子供が貧困状態にあると言われております。子供が生まれ育った家庭の経済状況や環境にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会を提供するのは大人の責任であります。こうした中、子供の貧困対策として注目を集めているのが子供食堂です。

農林水産省のホームページによりますと、近年、地域住民による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かい団らんを提供する子供食堂が広まっており、家庭における共食——共に食べるということですね——が難しい子供たちに対して、共食の機会を提供する取組が増えています。

そこで、昨年から、町内の企業がボランティアで子供食堂を始めましたが、町として詳細を把握しているのか、お伺いいたします。

2番目として、子供食堂を継続するために、町としてどのように関わりを持っていくのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

昨年4月に、町内の企業が子供たちに食事や居場所を提供する子供食堂の活動を開始するとの新聞報道があり、これを受けて町は、昨年5月から、実施主体である町内企業の担当者と実施に向けて具体的な話合いを行って参りました。

町内における子供食堂の活動状況について概要を申し上げますと、「カフェー ブリキイヌ」さんが民間団体の助成を受けて、昨年12月より、中町地内にある同店舗において子供食堂を実施しております。

なお、今月からは月に2回程度、一度に受け入れできる人数に限度があることから、一部の小学校の児童を対象にチラシを配布して、電話予約制により開催を予定しております。

次に、事業継続のための今後の町の関わりについてですが、町としましても、民間有志の方々のこうした善意の取組が今後も継続されていくことが重要であると考えております。そのために、町は、社会福祉協議会をはじめ、関係する皆さんとの話合いを今後も継続し、必要な支援の在り方について、一緒に検討していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 子供食堂ですが、全国で今現在6,000か所があると言われております。その多くが資金面で大変だということが、どの食堂でも持ち上がっております。

資金面で大変だということは、継続するのになかなか大変だということになりますんで、1企業が取り組んで継続するには本当に大変だなというふうに思うんですが、運営するには、まずボランティア団体みたいなのを立ち上げる必要があるんじゃないかというふうに思うんです。1つの企業がやっても、やっぱり限界がある。多くの人を取り込んでいかなければならないという意味でも、そういったボランティア団体、運営団体が必要だというふうに思うんですが、確かに民間で始まったことでありますので、なかなか行政として直接的な支援というのは難しいと思うんですが、そういったバックアップ、運営をする団体を陰で支えていく、そういった団体を共につくっていくということが必要じゃないかというふうに思うんですが、その辺の町の、そういったボランティア団体、運営団体を育成するという考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 先ほども、必要な支援の在り方について一緒に検討していきたいというふうに考え方を述べました。当然、資金面での困難さも想定されますので、現在、こういった、芽を吹いたばかりの仕組みであります。ただ、全国的には広まっていくというのを十分に踏まえまして、まずは実際にやっておられる方の始まってみてのご苦労などの話を伺いながら、どういった進め方がいいのかはその中で意見を交換しながら、今後、町はこれから手を出さないということではございませんので、様々な形で、町は、行政は支援をしていくということには変わりございません。そういった考え方で進めていきたいというふうに思

っております。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) 第6期三春町障がい福祉計画についてであります。

この計画は、令和5年度末を目標として、福祉施設に入所している障害者について、グループホームや独り暮らしなど地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行を推進しようとするものです。

1つ目として、福祉施設から地域生活への移行について、現在の進捗状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

2つ目として、まちづくり協会等との地域包括システムの構築は進んでいるのか、お伺いいたします。

3点目、相談支援事業所の拡充で、1事業所を追加指定できるようにしたいとしていますが、現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第3の質問にお答えします。

1点目ですが、障がい福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的とした3年1期の計画で、今年度は第6期計画の初年度にあたります。

この計画において、地域生活への移行目標人数を2名としており、地域生活を支える体制の強化、地域における生活の場と日中活動の場の整備、高齢化や重度・重複障害の受入れに対応できるグループホームの整備を目標達成の方策に掲げています。

まず、地域生活を支える体制の強化について、地域生活支援拠点は令和3年4月に整備運用を開始しました。短期入所やヘルパーの拡充についても、必要に応じて提供しているところですが、マンパワー不足など、十分な体制とは言えない状況にあります。

次に、地域におけるグループホームなど生活の場の整備については、町内事業所がグループホームの整備を検討し空き家を購入するなど、準備に取り組を始めているところです。また、通所施設など日中活動の場の整備については、令和4年1月に町内事業所が新たに就労継続支援B型の指定を受け、既存の事業所と合わせて町内5か所となりました。

入所者の高齢化や重度・重複障害の受け入れに対応できるグループホームの整備については、施設の整備に加え、人材の確保や安定した経営なども課題となるため、実現に向けて、引き続き事業所の相談に応じ、必要な支援に努めて参ります。引き続き、地域生活への移行について、町内のみならず、田村地方の事業所、福祉サービスなどの広域的な社会資源も活用しながら進めて参りたいと考えております。

2点目につきましては、地域包括ケアシステムを構築するためには、多様な担い手と行政が協働して地域全体を支え合う体制づくりが重要であり、7つの地区を単位とした仕組みづくりは、障がい福祉計画だけでなく、町介護保険事業計画においても同様に進めていくこととしております。

現在の取組としては、まちづくり協会をはじめ、行政区ほか多くの地域の方々と話し合い、高齢者の通いの場となる地区サロン活動のほか、外出支援やごみ収集の試験的な取組など身近な困り事について、支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。こうした取組を各地域で広げ、高齢者に限らず、障害者も含め、誰一人取り残すことのない支え合いの

まちづくりを進めて参ります。

3点目につきましては、相談支援事業所は、相談支援専門員が障害者本人やその保護者などの相談に応じ、様々な情報の提供や助言、福祉サービス利用の支援や権利擁護に必要な援助を行うところでございます。

現在、町内には、三春町社会福祉協議会とNPO法人が事業主体である事業所が2か所あり、さらに年度内に1事業所が新たに指定を受ける予定で申請準備を進めているところでもあります。

相談支援事業所が増えることにより、一人一人に寄り添うきめ細やかなサービス提供ができるものと期待しております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） グループホームの関係ですが、1事業所が空き家を購入してグループホームの準備を進めているということですが、購入した地域、そこで受入れ体制として、まちづくり協会などとの関わり、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

グループホームの予定して購入された住宅がある地域のまちづくり協会との関わりはどのようかというご質問でありますけれども、住宅を取得しているということだけで、具体的な運営についてはまだこれから準備を進めていく段階でありますので、地域の方々についても具体的にどのようにしていくかということも少し進めてからいろいろな形で調整になると思いますので、まだその前の段階であるということで、地域のまちづくり協会との具体的な関わりについては今後ということになるかと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） こういったグループホームが、周り、地域が関わっていくというのは非常に重要だというふうに思うんですが、例えば購入して、計画ができて、さあ、来年から始めましようとなったときに、それから地域の理解を得るといのはなかなか時間がかかって大変だというふうに思うんです。今現在、家を購入してるだけだというふうなんですが、具体的に動き始まる前に、多少なりともやっぱり地域にそういった情報提供してかないと、一遍には理解が得られないというふうに思うんですが、少し早い段階から、そういった地域の包括をということで取り組んでってはどうかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、障害者の方が生活をするというところについては、地域の方の理解が欠かせないことと考えております。

ご指摘のように、地域の方と早い段階から意見交換なり理解を深めていくことは大変重要なことと考えておりますので、予定をしております事業者の方と十分に話し合いをしながら

ら進めて参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) 第6期の三春町障がい者福祉計画の中には障害者週間というのがうたわれてまして、毎年12月3日から12月9日までがこの障害者週間ということで位置づけされているようですが、今年度、去年の12月3日から9日にかけて、障害者週間の啓発のための取組などしたのか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

障害者週間については、お質しのとおり、12月に、1週間を国や公共団体、関係団体において様々な意識啓発に取組をするということで定められております。今年度、町としては、役場本庁舎内に啓発ポスターの掲示をしたというところがございます。

障害者の理解促進ということのための取組でありますので、三春町では毎年恒例となっております、三春町地域自立支援協議会事業部会の活動として恒例となっております、町の秋まつりへの出店についても、この期間の拡大した期間として取組してございましたけれども、今年度はコロナ感染防止のために参加を見合わせております。

一方で、今年度は、役場新庁舎が新たに完成、移転しておりまして、それを機に、役場庁舎1階多目的ホールや2階さくらホールにおいて、町内の障害事業所による物販を定期的に開催して、町公式LINE等でも周知を図り、多くの町民の方に足を運んでいただきました。

町としましては、障害者週間に限らず、今後も機会を捉えて趣旨の普及、理解促進に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で6番鈴木利一議員の質問を終結します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) 議長からお許しを得ましたので、さきに通告した通告書に基づき質問させていただきます。

三春町の消防防災活動に欠かせない消防団ですが、年々成り手が減少して、令和2年の充足率89%になっているというような状況になっています。今後も、消防団員の数が増えるとは思えません。消防団の減少対策として子供の頃から消防防災に興味を持ってもらい、消防団員の減少を抑制するため、三春町にも消防少年団のようなものがあつたらよいなということで、お伺いしたいと思います。

1点目、令和3年度の三春町消防署の充足率は何%になりますでしょうか。

2点目、よその自治体では将来の消防団確保のため、高校生までが所属できる少年消防団というものをつくっているところがあります。しかし、三春町にはありません。その理由はなんですか。

3つ目、防災、災害の種類が多様化してきている現在、若者に消防団というような名称はちょっと古臭いということですので、今世界的にも活躍するアイドルグループ防弾少年団（BTS）のような名称で、防災少年団（DPS）なんていうようなものを全国の自治体に先駆けて発足してみたいかと思いますが、総務省、消防長、日本防火防災協会の協力や、あと既に行っている消防少年団の活動をしている自治体、そういったところの活動状況を参考にいただければ、条例の改正や必要な予算等の算出にも特に大きな問題はないのかなと思います。

4点目、防災少年団のようなものを発足すれば、今地域防災ということで自主防災会活動が活発になっているということですが、下部組織として地域防災の自主防災活動へのボランティアとしても、自主防災関与サポートできるのではないのでしょうか。お伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

令和3年度の三春町消防団の充足率ですが、定数500名に対して団員数425名であり、85%となっております。

次に、消防少年団についてですが、福島県内では、主に学校単位で約130団体の少年消防クラブが設置されています。三春町では、沢石小学校及び御木沢小学校に少年消防クラブが設置されており、学校単位で避難訓練や火災予防ポスターコンクール出展など、火災予防や防災に関する子どもたちへの啓発活動を行っていただいているところでございます。

次に、消防団員の担い手育成についてですが、令和2年度より地域の防災力向上を目的として、防災士の資格取得支援を行っております。令和3年度は、4名の方が新たに防災士の資格を取得し自主防災会で活動いただくことになっております。令和4年度には、防災士を養成するための講習会を町主催で開催し、田村高校生の参加も予定しております。高校生の時期から防災に対する意識を高めてもらい、消防団への加入にもつなげていきたいと考えております。職業の多様化や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、消防団員の勧誘が難しくなっている現状にあります。まずは、防災士取得による防災の担い手育成を図り、自主防災組織の強化に努めて参りたいと考えております。その中で、名称は様々なご意見があると思いますが、自主防災会組織に消防少年団を設立していきたいとの意向があれば、地域防災力強化の一環として支援を図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 小学校での少年消防クラブ等の活動については、私も存じておりますけども、平成30年以降、あまり大きな話題とはなっておりません。中には活動を休止しているところも増えてきたというような状態もあると聞いております。

私が言っておりますのは、消防少年クラブのようなものではなく、自主防災会が町内会の役員、OBといった方がかなり多かったりなんかして、たまに働き手の方がいたとして町外に働きに行っていて不在ということがあります。

そういったとき、活動を補助する中高生が自主防災会の下部グループとしていたらいいのかなと思ひまして、設置を求めたものであります。また、防災士もそういった観念から高齢化が進んでおひまして、今回の町による防災士育成、講習会など支援は非常によいことだと思ひます。ですので、さらにそういった下部組織の自主防災会があつたらいいかな

と思います。いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 少年少女たちが将来防災、消防の部分でも担っていく、その予備的な活動として知っていただくというのは非常に重要なことですので、町としても同感であります。

ただ、具体的な方法として、例えば日中不在時に、例えば消防現場あるいは防災現場に出向くというのは、これは甚だ危険なことでもあります。消防団は常日頃より厳しい訓練を通じて、現場で事故が起こらないような訓練された人たちが消防団員として従事しておりますので、そういった活動をまず小学生、中学生、高校生の皆さんにまずは分かっただく、そして地域を守ろうということの実感を持っていただく、そのために活動することについて支援していくことについてはやぶさかではございません。

地域の自主防災会も高齢化が進んでおまして、先ほどの質問にもあったとおり、地域の中での後継者をつくっていかねばならない時代になっております。そういった面を含めて、お質しの中にあつたような、名称はいろいろとあるでしょうけども、消防防災団ですか、消防団というような名称は、ある意味主体性を持って選んでいただければいいのかなと思います。何といたっても地域の中で地域を守っていくためには、消防防災のため、水防のための消防団という団体があつて、仕事を持ちながら一生懸命やってもらっているんだよということを地域の皆さん、あるいはそれぞれのご家庭の中で普及していただく、それが第一番というふうに考えてございます。

地域自主防災会の防災士の取得推進に向けて、合わせてそういった面も研究して、地域の方のご理解を賜っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に移らせていただきます。

この質問は、4月から実施される案件になりますので、皆さんに周知していただくということを目的とした質問になるかもしれません。

それでは、1点質問いたします。

消防団の出動などで支払われる手当ですが、現在は分団または班ごとに出動した人数を町役場から支給して支払われているというところがあるそうです。昨今、消防団の活動を見ると、コロナ禍ということで分団や部、班での活動が減少している。さらに、消防団員の活動も減少しているということになります。そんなことから、市町村も出動した団員に、本人に手当を支給するといった自治体も増えてきています。性質上、個人に支払うべきかものかなと思います。町の考えを伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

消防団員の報酬及び火災出動報酬については、令和3年8月18日付の消防庁による「消防団員の処遇等に関する検討会」の最終報告書に基づき、消防団会議の中で協議を重ねて参りました。協議の結果、令和4年度からは、個人口座への支給を行うことで決定いただきましたので、現在、個人口座への支給に向けて事務を進めているところです。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で10番篠崎聡議員の質問を終結します。

ここで休憩いたします。再開は午後1時とします。

…………… ● ● 休 憩 ● ● ……………
(休憩 午前11時54分)
<休 憩>
(再開 午後1時00分)
…………… ● ● 再 開 ● ● ……………

○議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き再開いたします。

9番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) さきに通告しました2件について質問をさせていただきます。

不妊治療の保険適用について。

少子高齢化が進む中で、子供は未来の宝です。大切な存在です。しかし、赤ちゃんが欲しいと願っているのになかなか授からない。もしかしたら、不妊症かもしれないと悩んでいる人は少なくはありません。

現在、不妊治療を経験している夫婦は、約5.5組に1組と言われております。日本産科婦人科学会によりますと、2019年に体外受精や顕微授精といった高度な治療で生まれた子供さんは、過去最大の6万598人、同年の出生時の約14人に1人に相当いたします。公的医療保険が効かずに高額になる場合が多い不妊治療で、今年4月から保険適用範囲が拡大されます。

そこで3点について質問いたします。

1点目、不妊治療、これまでも一部保険適用されておりましたが、本年4月から公的保険の適用対象となる主な不妊治療とは何か。

2点目、不妊治療事業における申請状況と実績について。

3点目、今後、助成制度がなくなり保険が適用されない治療について、自己負担が増加するおそれがあると心配する声もありますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

今年4月より公的医療保険の対象となる不妊治療は、日本生殖医学会が推奨する「体外受精」や「顕微授精」などの特定不妊治療です。

次に、特定不妊治療費助成の実績についてお答えいたします。町では平成27年度より、特定不妊治療費に対する町独自の助成を行っており、今年2月末までに25組のご夫婦を対象に、延べ59件の助成を行っております。うち、妊娠成立件数は13件であり、登録申請された52%のご夫婦に、治療効果が認められました。

最後に、保険が適用されない治療費に対する町の対応についてですが、今年4月以降、公的医療保険が適用される特定不妊治療は、あくまでも日本生殖医学会が推奨する治療法のみです。したがって、保険が適用されない治療法に対して、現時点において、町が

公的に助成することは考えておりません。なお、特定不妊治療にかかる費用について、昨年度、国が行った調査によると、平均50万円の費用がかかるとの結果が公表されております。今年4月以降、公的医療保険が適用されることで自己負担は3割までとなりますが、今後も自己負担が高額に及ぶことも予想されるため、来年度より「保険適用後の自己負担に対する助成制度」を新たに創設し、対応したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 2点目の不妊治療事業における申請状況についてということなんですけれども、平成27年度以降よりの申請登録があり、13件の52%の治療効果が認められたということであります。これは、大変な治療であると思いますが、経過が、成果が出ていると思っております。

そこで、ちょっと2点ほどお伺いいたします。

4月よりこの保険適用となることによって、今まであったこの県また町の助成がなくなるということなのでしょうか。

あともう一点、保険適用となる対象が増えると、もう少しこの登録申請される方も増えるのではないかなとは思いますが、昨年一般質問でもいたしました、不育症についてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

現在、国のほうでは令和4年度の診療報酬の改訂に向けて、先ほどもお答え申し上げましたが、生殖医学会のほうで推奨する治療法に対して、それをベースに有効性とか安全性が確認されたものについて保険適用するというふうなことで考えているということです。

不妊治療にはいろいろ先進医療も含めて、いろいろな治療法がございますが、保険適用がされない、つまり有効性とか安全性が確認されていないというふうな治療法に対しては、先ほども答弁申し上げましたが、町のほうでは助成のほうは好ましくないというふうに考えているということでございます。

一方、現在、国とか町で助成を行っております特定不妊治療といわれる体外受精とか顕微授精につきましては、保険の適用になるというふうな見通しですので、当然、保険が適用されれば国の助成制度そのものは保険適用になるので、無くなってしまうということでございます。

しかし、先ほども申し上げましたが、平均的に不妊治療に要する費用というのが、50万円ほどかかるというふうなことでございますので、幾ら保険が適用になってもそれ相応の自己負担がかかってしまうということですので、町のほうで補助金をなくすというふうなことではなくて、国のほうの補助金はなくなりますけれども、町のほうとしては現在の補助制度そのものを見直しをするというふうな形のほうが、正確な答弁かもしれませんが、保険適用になった後の自己負担、これに対して町のほうで新たに助成をしていくというふうな対応をしていきたいというふうに考えているということでございます。

あと、2点目の不育症についてですが、昨年、令和2年の3月定例会のほうでご質問いただいた内容だと思うんですけども、不育症についても当然、4月以降の助成対象というふうなことで取り扱っていきたいというふうに考えています。

具体的にいきますと、不育症の治療、へパリン治療といわれるものですが、こちら

について現在県の助成制度がありますので、県の助成制度を受けて、残りの自己負担分に対して町のほうで助成をしていくというふうな形になろうかなというふうに考えています。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 2件目の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症について。

新型コロナウイルス感染症の対応に、日夜ご尽力をいただいている医療従事者の皆様方、まだこの予断を許さない状況が続きますが、コロナ禍の中、全力で対応をしていただいております町長はじめ、職員の方々には改めて感謝を申し上げたいと思います。コロナ禍が、一日も早く収束するよう、安心してまた生活できるようになるよう、祈って参りたいと思っております。

そこで、3点について質問いたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症患者の町内の発生状況について。

2点目、コロナに感染した患者さんの中で後遺症についての報告があるのか。

3点目、自宅療養または濃厚接触者に対しての生活支援の実施をしてはどうか。お尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染者の町内発生状況につきましては、2月末現在の総数は248名となりました。昨年9月までの陽性者数は53名で10月から3か月間は発生がありませんでしたが、今年に入りオミクロン株の流行とともに、町内でも子供の感染が急増し、家庭内感染により1月に94名、2月は101名の発生が認められました。感染力が強いことや、同居家族の接触は避けがたいことが一因であり、各機関の職員や関係者、保護者の皆様のご協力の下、休校や休園などの措置により感染拡大防止に努め徐々に落ち着いて参りました。現在は職場関係や高齢者の感染が少しずつ増えてきている状況が見られますので、今後も引き続き警戒を緩めず、感染防止対策の徹底についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

2点目のコロナに感染した方の後遺症の報告につきましては、これまで町への相談や報告は寄せられておりません。なお、コロナワクチン接種後の副反応については、福島県と連携を図り、速やかに情報提供し支援できる体制を整備しており、これまで4件の相談を受けておりますので、受診の相談や予防接種救済制度などの情報提供など、継続して支援して参ります。

3点目につきましては、今年1月から町内においても新型コロナ陽性者の自宅療養が始まりました。支援に先立ち、昨年12月に福島県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る事業連携に関する覚書」を締結し、氏名住所などの個人情報をも町に提供することに同意された自宅療養者に対し、福島県からの支援品を自宅に届ける事業を連携して行っております。実績としましては、2月末現在で延べ71世帯101名の自宅療養者に支援物資をお届けいたしました。支援の内容としましては、健康観察のため必要な血中酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターとレトルト食品などの食料品を非接触方式で自宅

にお届けするものですが、県の支援のほか、町独自の支援としまして、三春町社会福祉協議会の協力を得て、希望に応じて療養期間中の買い物代行や宅配給食サービスの提供体制を整備し、これまでに3世帯の支援を行いました。今後も自宅療養の方が少しでも安心して療養できるよう、それぞれのご家庭の事情に寄り添い、必要な支援を行って参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 新型コロナの陽性者の自宅療養になる支援体制については、今述べていただいたとおりなんですけれども、この支援物資というか、これは1人に対して1セットというものなのか、それともこの人数に応じてなのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

県からの支援物資の内容につきましては、陽性者1人に対して1セットということでお届をしております。同じ家庭の中に複数いらっしゃる場合は、その数のセットをお届けしております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 別に今現在で248名ですか、感染された方が出ておりますが、その中でも10代、または10歳未満の方々は何名ぐらいいらっしゃるのか。また、先ほども言われたように、後遺症というのが報告として上がっていないということでありましたが、やっぱり子供さんだかが小さいと、例えば障害として出るのが味覚障害であったり、臭覚障害であったりということが多いのかなと思うんですが、そういう中で子供がどういうふうに親御さんに伝えられるか、また多数あったとしてもそれを上手く、子供さんが伝えられていなかったりという部分もあるのかななんて思うんですけども、これからやっぱりまだまだ連日感染者の数も増えている中で、やっぱり今後そういう対応というものもどうなのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

まず、陽性になられた方の子供さんの人数ということでございました。年齢区分けが10歳未満の方についてはトータルで2月末現在で56名ということでございます。それから、10代ということにつきましては46名の方、10代といいますと10歳から19歳までの方を含めますが、それぞれそちらの人数となっております。

それから、2点目の子供さんがコロナの後遺症について自覚したり、自分から訴えたりするのが難しいのではないかとということにつきましては、子供さんであるから自分からこういう具合が悪いというふうに、確かに周りに伝えることは難しいかもしれません。

ただ、味覚障害であったり、ほかの活動を様子も家族の方が見ていて何か心配な点、それから食欲がないとか、いろんな健康に関する心配ごとがあれば、町の保健師のほうで相談に乗っておりますコロナの専用相談ダイヤルのほうに、いつでもご相談いただいたり、また県のほうでも専門の一般相談コールセンターを開設しておりますので、そういった情

報についても積極的に提供していくように努めて参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 新型コロナウイルスに感染して自宅療養をされている方には、先ほど言われたようにレトルト食品であったり、日常使うものを1人1セットという形で持っていかれるということだったんですけども、それと同時に濃厚接触者については、ちょっと何もなかったんですけども、やはり濃厚接触された方も、やはり自宅待機というか、何日か必要でしょうし、仕事とかもまた外に出て買い物というわけにもいかないと思うんですが、それについての何らかの対応というのは考えているのか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

自宅療養者の方に支援物資を届ける際に、町から直接、保健所から教えていただいた連絡先に電話をしております。その中で、もちろんお届けすることについて説明するほかに、具体的に困ることがないか、それから備蓄の状況であったり、支援物資を届けてくれるような協力者がいるかどうかとか、そういったこともお伺いをしまして、いろいろなご家庭の事情がありますので、その中で必要なことがあれば濃厚接触者か、自宅療養者かということに関わらず、町ができるような支援についてご提案をするということで、これまでも接して参りましたので、今後も自宅療養の中で困ることがないように、きちんとお伺いをして支援をして参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で9番松村妙子議員の質問を終結します。

○議長 8番三瓶文博議員、質問席に登壇願います。

三瓶文博議員。

第1の質問を許します。

○8番(三瓶文博議員) 議長のお許しをいただいたので、さきに通告しました2点について質問いたします。

まず初めに、株式会社モンベルとの連携、モンベルストアの誘致についてであります。

令和4年1月21日、全員協議会で説明があり、同日の本会議で補正予算として計上されたアウトドア環境創出デザイン作成業務費1,000万円が可決され、2月22日に包括連携の提携式が行われ、新聞等に発表されました。かねてより、私も豊かな自然環境を有する三春町におけるアウトドアの環境整備について質問をして参りました。また、自分なりに幾つかのイベント等にも取り組んできましたが、継続的な利活用にはなかなか結び付かないというのが実感でございました。

そんな中で、アウトドアメーカーのモンベルと連携し、野外活動拠点を整備できることは、三春町にとって大変大きなニュースであり、大きな期待とともにすばらしい取り組みだと思っております。

そこで、次の3点についてお聞きします。

1点目、商工業者とは、どのような関わり合いを持ちながら今後進めていくのか。

2点目、アウトドアで必要とされる食材等について、農産物の地産地消についてどのように考えているのか。

3点目、さくら湖の湖面等を利用するにあたり管理者である国交省との話し合いをどのように進めていくのか、お尋ねします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 三瓶議員の第1の質問にお答えいたします。

まず、株式会社モンベルとの連携についてであります。先日の包括協定の締結式では、辰野会長から、「モンベルが長年培ってきたノウハウを積極的に提供すること」や県内初となるモンベルストアの出店についても「前向きに検討すること」などの発言をいただき、町としても、地域の活性化に向け、モンベルとの連携を積極的に進めていきたいと考えております。

その上で、1点目の商工業者との関わりについてであります。モンベルでは、会員に対して割引などの様々な優待サービスを提供する「フレンドショップ」制度や、地域の特産品をオンラインで販売する「フレンドマーケット」制度を設けております。この制度を利用することで、100万人を超えるモンベルの会員に向けて、お店のPRや情報発信が可能となり、優待サービスを受けるためにお店に訪れてもらうことやオンラインによる多様な販売機会の確保につながるため、町内事業者には積極的な制度の利用を呼びかけていきたいと考えております。

2点目の農産物の地産地消についてですが、キャンプ場での食材利用などが想定されますが、具体的な取組みは、現在、策定を委託しているアウトドア環境創出ランドデザインの提案を受けて、今後、検討していくこととなります。いずれにしましても、ご提案のあった「地産地消」や「地域資源の有効活用」の観点からは、地域活性化に向け重要なものと考えており、今後の検討に反映させていきたいと考えております。

3点目の国土交通省との連携についてですが、町では、既に三春ダム管理所を訪問し、今後の連携や指導・助言などをお願いしております。三春ダム管理所からは、東北地方整備局にも報告をし、今後の連携や指導・助言について協力をしていく旨の回答をいただいているところであり、ランドデザインの策定に併せ、三春ダム管理所との連携を図って参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） 今回の締結の7項目の項目があった中の5番目に、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関することというふうな部分がありました。その中で、大変魅力的なのは、やはりモンベルが100万人を有する、有料会員を持っているというふうな、情報発信力というのはものすごく素晴らしいものだと思うんですね。

今回、モンベル、三春の里を中心とした構想でございますので、滝桜と同じで人が多く集まってもどうしてもそちらの方向から、そして我々のいつものあれで、念頭でございますけれども、町なかに流動人口を持ってきたいというのが思いでありますので、そういったものを念頭に、これからのモンベルとの協議がしていけるのか、ちょっとお聞かせくだ

さい。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 ご質問にお答えいたします。

中心市街地を絡めた取組みといたしますか、そういったご質問だったと思いますが、現在のモンベルにランドデザインの作成業務を委託しておりますが、それはさくら湖周辺だけではなく、中心市街地も含めた三春の地域資源というものを現状分析なり改善の方策、活用の提案というのをお願いしているところでありますので、当然、中心市街地についても提案をいただけるものと考えております。

現在の三春町では、奥州三春数珠巡りであったりとか、あと三春ウオークであったりとか、そういった中心市街地を対象とした取組みも進められておりますので、そういった取組みとも連携しながら進めていければなというふうに考えております。

以上になります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） ダム周りの拠点にということなものですから、前に町から示された誘致の構造についての中でも入ってましたけれども、三春の里、基本構想というふうなものをちょっと今回読み返してみました。

これはもう既に30年前に出されたものでありますけれども、壮大で綿密な構想が書かれており、それぞれのゾーンに分けて土地利用方針が示されておりました。

私なりでございますけれども、ダム全体が大きなテーマパークなんだと、そういった受け取り方をしたわけでございますけれども、構想によって整備されたフィールドが全てではありませんけれども、有効な利活用に至っていないというのが現実だと思うんです。

新たなランドデザインの中で、このフィールドを有効に生かしてほしいなと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 今ほど、三瓶議員より三春のフィールドの活用ということで、ご質問ありましたけれども、議員ご指摘のとおり三春ダム周辺もそうなんです、三春町全体がやはりすばらしいフィールドだというふうに考えておりますので、そういったところで先ほどの答弁ともちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんが、さくら湖周辺さらには中心市街地、そこら辺もその地域全体含めて、三春町全体がすばらしいフィールドなので、そちらのほうの現在の現状であったりとか、あとはブラッシュアップしていく必要がある取組みなんかも様々、今検討していただいておりますので、そちらの提案をいただいて、町としてもモンベルといろいろ調整を進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） 町全体をフィールドとして考えるってすばらしい答弁だと思います。

私がちょっと触れたかったのは、ダム近辺に実際に物はあるんですけれども使われていないフィールドが結構あるんです。我々もさくら湖協働ネットワーク等のクリーンアップ

作戦等で向山の公園を、桜の公園をとというふうなために、年に1回行くんですけれども、大変すばらしい環境の中でシチュエーションがあるわけなんですけれども、案外そこに結びつく利活用ができてないというふうに。

また、漕艇場には漕艇を眺める場所もございます。夏場になると草で覆われて見えませんが、今行けばちょうどこっち側に、そういったものの利活用、あと野外活動、こういったものを使われたり、それをぜひモンベルとの話し合いの中で、利活用、もったいないですから使ってほしいというふうなことでお聞きしました。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 今ほどのご指摘を踏まえまして、それと、やはり辰野会長からモンベルで培った40年を超えるアウトドアのノウハウ、それを積極的に提供していきたいというお話もいただいております。

町民にとってなかなか気づきにくいところもそういった専門家、外部の方にとっては非常に魅力的な地域資源ということもあると思いますので、町も積極的に関わりますが、モンベルからも様々な提案をいただいて、これから様々な地域資源を活用していければというように考えております。

以上になります。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(三瓶文博議員) 2つ目の質問ですが、滝桜100周年記念後の第一歩についてであります。

今年10月12日、三春滝桜は大正11年に桜の木として初めて国の天然記念物に指定され、指定100周年を迎えます。

2月22日に記念事業であるキャッチコピーの公募の中から、青森県の麻倉遥さんの「その美しさ、目を見張る。」というのが最優秀賞に決まり、発表されました。

これをはじめに、様々な事業が展開される予定であります。その後の滝桜の保存、観光について町はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

今回の100周年記念事業を通して、長い間大切に守り育まれてきた滝桜をしっかりと後世に伝え、受け継いでいく契機にしていまいりたいと考えております。ご質問の記念事業終了後の滝桜の保存活動については、これまで滝桜保存会や滝桜を守る会など、地域の多くの方々の献身的な活動により大切に守られてきたことから、これからも町民全体で滝桜を守り続けていくという郷土愛の醸成を目指していきたいと考えております。

また、自然現象や樹勢状況を注視しながら、これまで行ってきた毎年の保存活動に加え、5年に1度の再生事業などを継続して実施してまいります。

次に記念事業終了後の滝桜の観光についてであります。今回の記念事業で作成する記念品などの有効活用や田村地域の桜周遊マップ、昨年から実施しております田村高校生のボランティアガイドなど、その効果を十分見極めながら事業の継続を図ってまいります。

中心市街地活性化の観点から滝桜と町なか観光を一体的に推進するため、城下町の魅力発

信や森林環境整備など景観整備に加え、飲食や買い物など心地よく滞在できる、受入れ体制の充実にも取り組んでまいります。

また、町の基幹産業である農業の振興を図るため、記念事業を契機として一層の農産物の生産基盤の強化や品質向上への取組みを進め、三春産農産物のブランド化を目指してまいります。ウィズコロナを見据え、継続的に感染症対策を実施するとともに、アウトドアやオンラインといった新しい観光スタイルの定着を図り、滝桜を含む周辺施設などへの観光客への回復にも努めてまいります。

これらの事業により、滝桜と中心市街地の連携による地域振興や観光産業の基盤強化を進めるとともに、町全体の活性化に向けて、引き続き観光資源の魅力向上に取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） ただいまの答弁の中に、田村高校生のボランティアという話が一昨年からやっているという話をしましたので、ちょっとその件について尋ねたいと思います。

過日、田村高校の生徒さんが商工会を通して春先にボランティアをしたいんだと、そういった中で飲食店あとは菓子組合、こういった中に協力してほしいというふうなことがございまして、私直接、生徒さんにお会いをしました。

その中で、JRCインターアクト部というふうなのがクラブの名称らしいんです。ボランティアをやられる、それを目的にしていると。そして、部員は9人らしいです。でも当日、何日か想定して土日を手伝いたいというふうなことの中で30名程度が動員されるといふような話なんです。その子たちの話を聞いたときに、滝桜に来た観光客を町内に誘導するためにいふような、そういう思いがボランティアをして感じたんでしょうね、すばらしいことだなと思って。スタンプラリーをやる、そして町内にそのお客を引き込む。それと入口付近でクイズをやるらしいです。そこでクーポンを発行する。そして、町内の自分たちでマップをつくると、そういうふうなお店の、そういった活動をやられることで、大変すばらしいと感じるとともにありがたいことだなというふうに思ったんです。

それについて、例えば町としてどういう受け止め方をしているのか。そしてまた、その活動に対してどういった協力・支援ができるのかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

田村高校生、様々な形で町への貢献ということを最近申し出ているというふうなことが、大変ありがたい話だというふうに思っております。

今、例示されましたJRCの皆さん、30名の皆さん何らかの形で町なか観光への誘導ということ、大変期待しております。併せて観光ボランティアのガイドなどもやってみたいということですので、町としてできることは全て応援していきたいというふうに思っております。

現在、県立高校は地域との協働を進めようということで、授業の時間枠を新たに取って、地域との協働を進めていきたいと思いますという県立高校の運営方針であるというふうに伺っております。田村高校にも夢ゼミというふうな名前をつけた様々な取組みによる自主活動がございまして。その中で、町の振興ということに着目していただいたことには大変感

謝申し上げますとともに、我々はある意味田高のOBとして、場合によっては三春の住民として、今までの経過なり、あとこれから将来に向けて皆さんに託したい部分などを率直に話し合えるような雰囲気づくり、そういったものを今回の田村高校生の皆さんと市との協働の中で調整していければ素晴らしいことだなというふうに思って、前向きに取り組んで参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） 今の話なんですけれども、そういう若年世代の方、高校生の方がまちづくり、町を考えて活動するということは素晴らしいことだと思うんです。

それで、何を協力できるかということよりも、やはりそれはそういう活動を大きくPRしてあげるとか、やはり新聞、テレビとそういったところでも取り上げてもらっても全然いい話だと思うんです。そういったことに関してぜひ進めてもらいたいんですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長 今の質問、当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 高校生の中に、そういった地域での活動の、ある意味コンテスト的なものが既に過去から実施されております。県内各高校で様々、取組みがあつて中には本当に大人でも真似ができないような高度な活動をされているところもあります。ぜひとも田村高校生にもそういった県内で仮に比べられても自慢できるような、突出できるような試みができるように、町としては持っている情報あるいは人材なども当然、田村高校の皆さんと一緒にやりながら、例えば1例を挙げればそういった高校生のコンテストの中でチャレンジしてみると、そういった機会を提供して参りたいというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） 上に説明を受けました100周年事業の概要の中、年度をまたいであったのがCMの配信、町の桜の調査、名木の保護育成、町内桜保存計画と、あとクラウドファンディングとありました。

これから先、コロナと共存の中でコロナ前の集客にはしばらく戻れないと思われるわけでございますけれども、100周年での事業展開で様々な情報発信の後に1年目のスタートとして三春の宝でもありますけれども国の財産でもある滝桜を未来永劫に伝えるためにクラウドファンディングによる保存、観光に係る環境整備もありかと思いますが、町がどのように考えるか、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ただいまクラウドファンディングについて取り組んではどうかというふうなご提案だと思います。

実際、町としては具体的な検討を始めました。クラウドファンディングというのは、インターネットを介して不特定多数の方から少額の資金を募るという仕組みであります。

ご承知のとおり滝桜、今回は記念事業ということで町でも予算を立てさせていただいて、これから審議をいただく内容もございますが、そういったことで議会の協力をいただいて進めて参りますが、その後、記念事業が終わった後どうやって継続していくかという中で

令和4年3月11日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
-----	---------

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	遠 藤 信 行
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐 久 間 美 代 子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年3月11日（金曜日） 午後2時00分開議

- 第1 諸般の報告
 - 第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議
 - 第3 付託議案の委員長報告並びに質疑
 - 第4 議案の審議
- 議案第 2号 町道路線の認定について
- 議案第 3号 三春町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 4号 三春町地域支援事業利用料徴収条例の制定について
- 議案第 5号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第10号 三春町一時預かり事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 令和3年度三春町一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第13号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第14号 令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第15号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第16号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第17号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第18号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第4号)について
- 議案第19号 令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について
- 議案第20号 令和4年度三春町一般会計予算について
- 議案第21号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 令和4年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第25号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第26号 令和4年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第27号 令和4年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第28号 令和4年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第29号 令和4年度三春町宅地造成事業会計予算について
- 同意第1号 農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 同意第2号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第3号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第4号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第5号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第6号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第7号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第8号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第9号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第10号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第11号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第12号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第13号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第14号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

《議員提出議案》

- 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 発議第2号 ALPS処理汚染水投棄設備に関する事前了解願いに関する意見書の提出について
- 発議第3号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について
- 第5 特別委員会委員長報告

5 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後2時00分)

…………… ● ● 開議宣言 ● ● ……………

○議長 ご苦労様です。

傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いをいたします。それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。

ただ今出席している議員は16名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

…………… ● ● 諸般の報告 ● ● ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりです。

…………… ● ● 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ● ● ……………

○議長 日程第2、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。なお、付託された陳情事件が複数である場合は、一括して報告願います。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月3日、4日、第4委員会室及び全員協議会室において開会いたしました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会

田村地区連合会

議長 美輪 佑樹

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

本陳情は、県内で製造業を中心に部品、資材不足で休業や生産調整などを余儀なくされるなど、新型コロナウイルス感染拡大により県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数であり、また、少子高齢化と人口の減少・流出のほか外国人労働者の増加や非正規労働者など働き手の多様化が進むなか、賃金の経済政策としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、十分な水準の賃金の引き上げを求めるため要望するものであります。

以上について、産業課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会 は、全員一致で採択すべきものと決しました。

陳情第2号 ALPS処理汚染水投棄設備に関する事前了解願いに関する陳情書

陳情者 三春町桜ヶ丘4-2-15

モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春

共同代表 大河原さき、二瓶朝夫

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

海洋投棄計画の海底トンネルなど建設の「実施計画変更の事前了解願ひ」について承認しない事。

以上について、住民課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

○議長 これより、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」の討論を行います。

○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第1号の討論を終結します。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」を採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

○議長 これより、陳情第2号「ALPS処理汚染水投棄設備に関する事前了解願ひに関する陳情書」の討論を行います。

○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第2号の討論を終結します。

陳情第2号「ALPS処理汚染水投棄設備に関する事前了解願ひに関する陳情書」を採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告並びに質疑 ……………

○議長 日程第3、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○**総務常任委員長** 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月3日、4日、7日、8日、9日、10日及び11日の8日間、第1委員会室において開会し、3月9日には現地調査も行いました。

議案第 3号 三春町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第 4号 三春町地域支援事業利用料徴収条例の制定について

議案第 5号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上6案について、総務課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

議案第17号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和4年度三春町一般会計予算について

総務課長、財務課長、企画政策課長及び税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○**議長** ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○**議長** 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○**議長** 経済建設常任委員会委員長。

○**経済建設常任委員長** 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月3日、4日、7日、8日、9日、10日及び11日の8日間、第4委員会室及び全員協議会室において開会し、3月8日、9日には現地調査も行いました。

議案第 2号 町道路線の認定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

議案第20号 令和4年度三春町一般会計予算について

以上2案について、建設課長及び産業課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

議案第25号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

以上2案について、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について

議案第27号 令和4年度三春町下水道事業会計予算について

議案第28号 令和4年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第29号 令和4年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上4案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 　文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 　文教厚生常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月1日に日程設定を行い、3月3日、4日、7日、8日、9日、10日及び11日の8日間、第3委員会室及び2階大会議室において開会し、3月9日には現地調査も行いました。

議案第8号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 三春町一時預かり事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

住民課長、生涯学習課長、子育て支援課長、教育課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第14号 令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第16号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第18号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

住民課長、子育て支援課長及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和4年度三春町一般会計予算について

住民課長、生涯学習課長、子育て支援課長、教育課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第22号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計予算について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和4年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第26号 令和4年度三春町病院事業会計予算について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

住民課長、子育て支援課長及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 　なお、同意第2号から同意第14号並びに諮問第1号までの「14議案」につきましては、委員会に付託せず、全員協議会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 　日程第4、議案の審議を行います。

議案第2号「町道路線の認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「三春町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「三春町地域支援事業利用料徴収条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町一時預かり事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和3年度三春町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和3年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和4年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(ありの声あり)

○議長 討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

本議案を可決することに反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

15番、影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 令和4年度三春町一般会計予算に対して反対討論を行います。

7件について反対をいたします。

第1点ですが、45ページ、2-1-1-12の委託料であります。勤怠管理システム導入656万。それに関するワークフロー移行業務264万。合計920万であります。これは当然、紙ベースから機械にということで、導入はやむなしかもしれませんが、そうであれば、次のことを検討していただきたい。それはですね、職員の数であります。現在、約正職150人。今後はですね、段階的に定年が延長されます。それと、それに伴い再雇用もあります。また、会計年度任用職員約100名。これなどを合わせながら、検討すべきだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

2番目であります。46ページの2-1-1-17公用車購入についてであります。令和4年度は5台購入の予定で、約2,000万の予算であります。そのうち、町長車としてアルファード。起債で借り入れて700万。予算で、790万ほどですか予定されております。現在コロナ禍で、大変町民が生活が苦しい中、今、北欧の方でウクライナ戦争などが起きてまして紛争が起きてまして、原油なども相当上がって生活が困難の中、今使用しているクラウン27年型で、まだ5万キロぐらいしか走行してません。ここで、借り入れをしてまで町長車が必要なのかということであります。今、地方債の残高は3年度末で、78億8,919万円あります。これが4年度末の予定では、79億4,221万4,000円。5,300万の増になります。そういう、予算悪化の中で、この車を購入するのはいかがだと思いますので、反対をいたします。

3番目であります。56ページの2-1-6-12委託料であります。その他の企画費、田村高校女子寮管理運営体制構築業務500万。現在八島台に、民間の田村高校生が住んでいるアパートがあります。今1名の女性が住んでおりますが、町で整備する貝山の寮に移りますかと聞いたところ、遠くて行きませんと。遠いので行きませんということで聞いております。学校側も生徒さんも、貝山にできても通うのが遠いので、困るというような話を聞いておりますので、考え直してはどうかと思います。

次に、4番目ですが、56ページの2-1-6-12の委託料であります。これは地域づくり推進事業、地域交通対策事業業務ということで、ここでは、144万の予算であります。これはお出かけ応援隊の有償ボランティアの金額であります。このほかですね、今年、もとい、令和4年度は中妻・沢石に拡張して、現在の中郷含めて3地区に導入したいということあります。当然車3台、車の維持管理費もかかります。保険料、燃料代、有償ボランティア代等々、相当な金額になると思うんですが、問題はですね。これは、弱者対策事業なので、一概に費用対効果とは言いがたいんですが、中郷で令和3年度で利用した人が約90名ちょっと。そうするとですね、90人の人が利用したらいいんです。ところが、数名の方が何回か利用して、合計90何名になったんですね。これでは、本当の一握りの人の予算ではないかと思うんです。そういうことで、その一握りの人のタクシー

を、町で肩代わりしているようなものだと思うんです。これは、後から出てきますが、公共交通計画の中でよく検討して、今後2地区に導入したらいいと思いますが、いかがでしょうか。

5番目であります。同じく2-1-6-12の委託料であります。ここに出てきます公共交通費としまして、公共交通基本計画策定業務ということで900万載っております。これは現在、町民バスがあります。三春中学校の通学バスを含めてであります。この三春中学校の場所には混乗一般の人も乗ります。あとは、社協でも車を運行しております。それに、個人病院でもですね、送迎の車を出したりしております。そういう中で、またさっきあった、お出かけ応援隊でも車を出すということで、この策定業務に900万をかける。これは、町と議会でもう少し揉んで、議会は前から言ってるんです。デマンドタクシーとか乗り合いタクシーがいいでしょうと。あと町民の皆さんからは、玄関から玄関までの交通でないと、もう歩けない人がいっぱいいるから困んだよ。そういう声がありますので、もっともっと協議して、どういうシステムがいいか決まってから、そのシステムのための予算を付けるべきで、今回この900万は、私は反対をいたします。

次です。6番目。117ページの6-1-2-12の委託料であります。まちづくり公社の業務委託であります。自然観察ステーションを含めて15件の委託料が、委託があります。その委託料はですね、前年度から比較しますと、2,521万2,000円の増であります。その中にはデジタルコンテンツが含まれておりまして、これを抜いてもですね、1,252万2,000円の増であります。多少マイナスしてる事業もありますが、この12委託料の中で、1,252万2,000円の増であります。これは昨日の審査で、三春の里が、三春まちづくり公社が、経営がなかなか思わしくないとコロナ禍の中で、今から町で予算を増加するんだというような答弁でありました。なかなか痛し痒しで大変だとは思いますが、やっぱり、切る事業もなくてはならない。内容を精査しなくちゃならないと思うんです。容易でねえから出すんだよ、出すべきではいつまでたっても、出すようなことになっと思うんです。事業を精査してですね、切るものは切る、少なくするものは少なくするというのでやっていかなければならないと思います。その中で、予算は違いますがですね、食堂の茅葺屋根の修理。これに今年、令和4年度は820万予定しています。5年度も同じくらいの予算をつけたいと。そして茅葺屋根を含んだと、機械に積んだということでもあります。これは昔から議会と町で、なんでトタンにしないんだということが何回も議論しました。だからその時は、いや一つぐらい、三春町に茅葺屋根があってもいいだろうということで今に至っています。しかし、この食堂が茅葺屋根でないと利用する人がどんどん少なくなるのか。茅葺屋根でいればいるほど、これから5年にいっぺんぐらい葺き替え葺き替えで、どんどん予算がかかります。こういうことを検討しながら、やっぱり三春まちづくり公社への委託料なども考えていただきたいと思います。

最後になりますが第7点、ページ121、6-1-3-18農業費であります。負担金、補助金及び交付金になりますが、大変いろいろ農業関係の予算をつけていただきました。しかしですね、三春は、今500軒以上の米を作ってる農家がありますが、まず大規模農家と言われる1丁歩以上は40軒ちょっとで、小規模が90%以上なんです。この予算をみるとほとんどが大規模農家の予算だと思います。聞くところによりますと、この予算を使って、3年度ですね、機械を購入したら、その購入補助金もらった金額がすべて農業所得になって、所得増になったと聞いております。もっと、一般の小規模農家も使いやすい内容にしてもらいたいとそう思いますし、令和5年度の中で、この使った額、内容等を検

証させていただきますので、今後の課題として、広く薄く小規模農家にも行き渡るような施策を取り組んでもらいたいということで、7点について反対討論をいたします。以上であります。

○議長 次に、本議案を可決することに賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 ないようですので、以上で議案第20号の討論を終結します。

議案第20号、令和4年度三春町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数です。従って、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第21号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和4年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「令和4年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号「令和4年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「令和4年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「令和4年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「令和4年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「令和4年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

1時間になるものですから、換気も含めて、35分開会いたします。

10分間休憩です。

…………… 休 憩 ……………

(休憩 午後 3時25分)

<休 憩>

(再開 午後 3時35分)

…………… 再 開 ……………

○議長 お揃いのようにありますので、休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開いたします。

同意第1号「農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決定しました。

同意第2号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、本田儀勇氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第3号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第3号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、影山忠夫氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第4号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第4号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、橋本正亀氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第5号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第5号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、加藤不二夫氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第6号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第6号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、渡邊重吉氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第7号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり、同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、増子弘子氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第8号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は、人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第8号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、大津早苗氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第9号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第9号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、新田俊男氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第10号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は、人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第10号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、小林孝氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第11号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第11号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、門馬稔治氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第12号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第12号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、大内将氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第13号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第13号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、山口陽一氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

同意第14号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第14号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、内藤保次氏を農業委員に任命することに同意することに決定しました。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決します。

本案は適任ということで、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、吉田信子氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定しました。

○議長 お諮りします。

ただいま、経済建設常任委員会委員長より、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」と、発議第2号「ALPS処理汚染水投棄設備に関する事前了解願いに関する意見書の提出について」が提出されました。

また、議会運営委員会委員長より、発議第3号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第3号までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書の掲載をしますので、少々お待ちください。

発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を

議題とします。

趣旨説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○**経済建設常任委員長** 発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定による、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和4年3月11日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会委員長 佐久間正俊

意見書の内容並びに提出先につきましては、連載いたしました意見書のとおりであります。

令和4年3月11日 三春町議会議長 佐藤弘

○**議長** ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○**議長** 討論なしと認めます。これより、発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号「ALPS処理汚染水投棄設備に関する事前了解願いに関する意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○**経済建設常任委員長** 発議第2号「ALPS処理汚染水投棄設備に関する事前了解願いに関する意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、ALPS処理汚染水投棄設備に関する、事前了解願いに関する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和4年3月11日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会委員長 佐久間正俊

意見書の内容並びに提出先につきましては、連載いたしました記載のとおりであります。

令和4年3月11日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○**議長** 討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

発議第3号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 発議第3号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について」

会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

令和4年3月11日提出

提出者 三春町議会議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

決議の趣旨につきまして、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、断固として抗議し、即時の攻撃停止と完全撤廃を強く求めるとともに、日本政府に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保に最大限努め、国際社会と綿密な連携のもと、厳格かつ適切な対応をとることを求めるため、決意にするものであります。

○議長 以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

ここで、決議文を議会事務局長より朗読をさせます。

○事務局長 はい。では朗読させていただきます。

ロシアによるウクライナ振興に断固抗議する決議。

去る2月24日、ロシアは、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ロシアの武力による軍事侵攻により、一般市民を含む多くの尊い命が奪われ、戦禍を逃れるため国外へ避難した大勢の市民は、過酷な避難生活を余儀なくされている。

このことは、領土保全、武力行使等を規定する国連憲章及び国際法に違反し、第2次世界大戦後の国際社会の秩序を脅かす行為として断じて容認できない。

また、核の使用を示唆し、世界を恫喝するなど言語道断であり、唯一の戦争被爆国として強く非難する。

よって、三春町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し断固として抗議し、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求める。

また、日本政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に最大限努めるとともに、国際社会と緊密な連携のもと、厳格かつ適切な対応をとることを求める。

以上、決議する。

令和4年3月11日 福島県田村郡三春町議会
以上です。

○議長 これより発議第3号を採決します。
本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………・・ 特別委員会委員長報告 ・・……………

○議長 日程第5、特別委員会委員長報告について。会議規則第44条の2の規定により、特別委員会の所管事項についての中間報告を求めたいと思いますが、異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
それでは、特別委員会委員長の報告を求めます。
広報広聴特別委員会委員長。

○広報委員長 広報広聴特別委員会より報告いたします。
当委員会は昨年4月から昨日まで、三春議会だよりの品質発行正面と議会との意見交換の企画運営など、計8回開催しました。
まず、三春議会だよりは、例年どおり、昨年5月、8月、11月、そして、今年の2月の計4回発行しました。今年度は、シリーズ「町の伝統文化」や、地元活動の記事を委員が直接取材し、伝統文化に携わる方々の、地元の活動されている方々をご紹介します。
次に、今年度も開催した町民との意見交換では、町民の皆さんが普段から感じている意見・要望など、生の声を聞くことができました。町民の皆さんから寄せられた意見・要望は、改めて全員協議会で内容を精査し、議会からの意見・要望として町執行側に申し入れを行い、町民の皆さんの声を町執行部に届けて参ります。
今後も当委員会では、モニターの意見やこれまでの活動の成果を生かし、さらに読みやすくなりやすい三春議会だよりの編集発行に努めるとともに、町民と議会との意見交換などを通じて、広報交通に努めて参りたいと考えています。
以上、広報広聴特別委員会の報告といたします。

……………・・ 町長挨拶 ・・……………

○議長 本定例会に付された事件は、すべて終了しました。
ここで町長より発言があれば、これを許します。
坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決いただきまして、まことにありがとうございました。審査の中でご指摘いただきました点につきましては、しっかりと受けとめ、効率的な行政運営に努めて参りたいと思います。

さて、本日の午前中ですが、三春中学校の卒業式に出席して参りました。卒業生の答辞の中で「コロナの影響はあったけれども、修学旅行が非常に楽しかった」という話が出ました。中尊寺などを眺めて、そしてどういう経緯があったかわからないんですが、改めて三春町、或いは三春町の歴史に誇りを持ったというふうな答辞を聞かせていただきました。この子たちが将来がっかりすることがないように、引き続き三春町の魅力向上、活性化に努めて参りたいと、改めて決意をしたところであります。

引き続き、議会の皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げまして、3月定例会閉会にあた

っての挨拶とさせていただきます。大変お疲れ様でした。

……………**散会宣言**……………

○議長 以上で、令和4年三春町議会定例会3月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後 4時 3分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月11日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐藤 弘

署名議員 新田 信二

署名議員 山崎 ふじ子

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 2 号	町道路線の認定について	全 員	原案可決
議案第 3 号	三春町犯罪被害者等支援条約例の制定について	全 員	原案可決
議案第 4 号	三春町地域支援事業利用料徴収条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 号	三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 号	三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 10 号	三春町一時預かり事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 11 号	三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 12 号	令和 3 年度三春町一般会計補正予算（第 8 号）について	全 員	原案可決
議案第 13 号	令和 3 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 14 号	令和 3 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 15 号	令和 3 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 16 号	令和 3 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 17 号	令和 3 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 18 号	令和 3 年度三春町病院事業会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 19 号	令和 3 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 20 号	令和 4 年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第 21 号	令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 22 号	令和 4 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 23 号	令和 4 年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 24 号	令和 4 年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決

議案第 25号	令和4年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 26号	令和4年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第 27号	令和4年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第 28号	令和4年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第 29号	令和4年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
同意第 1号	農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について	全 員	原案可決
同意第 2号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 3号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 4号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 5号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 6号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 7号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 8号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 9号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 10号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 11号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 12号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 13号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
同意第 14号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
発議第 1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 2号	A L P S 処理汚染水投棄設備に関する事前了解願いに関する意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 3号	ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について	全 員	原案可決